

# 第31回成田市農業委員会総会議事録

平成26年1月23日

成田市農業委員会

1. 開催日時 平成26年1月23日(木)

午後2時から午後2時52分

2. 開催場所 成田市役所 6階 中会議室

3. 定数及び現員 定数29名 現員29名

4. 出席委員 29名

議長	宍倉 日出夫	16番	萩原 十郎
1番	仲山 綾夫	17番	岡野 政男
2番	高木 勲	18番	石井 賢二
3番	瀧澤 きみ子	19番	田代 實喜彌
4番	石原 輝夫	20番	若松 義幸
5番	大嶋 幹夫	21番	土井 富司
7番	根本 喜久治	22番	小嶋 勲
8番	櫻井 浩子	23番	成毛 太津夫
9番	池谷 正幸	24番	成毛 孝
10番	岩澤 貞男	25番	朝倉 けい子
11番	伊藤 勝	26番	岩立 隆
12番	海保 博	27番	加瀬 雅英
13番	一畝田 俊樹	28番	佐藤 敏郎
14番	川崎 貞男	29番	荒居 和恵
15番	小貫 善之		

5. 欠席委員 なし

6. 議事日程

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 平成25年度第11次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 あっせんの打ち切りについて

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 あっせんの結果について

報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第5号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長 藤田久男

主幹兼振興係長 矢崎光二

農地係長 寺本直弘

主査 平山美登

主査 緒方勤

副主査 土屋祐介

(午後3時 開会)

**○議長** ただいまの出席委員は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから、第31回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、12月の総会以降の農業委員会事務につきましては、お手元に配布いたしました諸般の報告のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、8番 櫻井浩子委員、9番 池谷正幸委員の両名を指名いたします。また、書記に矢崎主幹を任命します。

それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 平成25年度第11次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 あっせんの打切りについて

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 あっせんの結果について

報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第5号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案4件、報告5件でございます。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

**○議長** 藤田事務局長

**○事務局長** 3ページをお開き願います。なお、議案第1号の2番につきましては、昨日の平成26年1月22日に取下願が提出され、受理をしました。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。①売買でございます。3件の申請がございました。1番、佐倉市にお住いの譲受人が、十余三にお住いの譲渡人より、七沢の畑4筆、10,689㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、薬草及び野菜を生産するために農地を取得したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡

人の事由は、高齢のため農業経営の規模を縮小したいというもので、総会資料1ページに案内図がございます。

4ページでございます。3番、大室にお住いの譲受人が、大室にお住いの譲渡人が所有する大室の畑、1筆、2, 819㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、自宅に近い農地を取得し農業経営の規模を拡大したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、高齢のため農業経営の規模を縮小したいというもので、総会資料3ページに案内図がございます。

②贈与でございます。1件の申請がございました。1番、船形にお住いの譲受人が、東京都板橋区にお住いの譲渡人が所有する船形の田1筆、1, 021㎡を贈与により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、親族より農地の贈与を受け農業経営の規模を拡大したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、耕作ができないため親族に農地を贈与したいというもので、総会資料4ページに案内図がございます。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

**○議長** ただいまの説明に関連して、①売買について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山小委員長の挙手あり)

**○議長** 仲山小委員長

**○小委員長** 議案第1号、①売買の1番につきましては、申請地は、市道七沢青山新田線の北側の農地で、現状は畑として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。

①売買の3番につきましては、申請地は、市道大室竜面線から入った譲受人の自宅に近い農地で、現状は畑として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** 続きまして事務局より、①売買について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

**○議長** 平山主査

**○平山主査** 3条①売買の1番と3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等から、許可要件の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこ

と」と「経営面積の合計が50a以上であること」については、1番、3番とも要件を満たしていると思われます。それから「農作業に常時従事すること」についても、1、3番とも農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしていると思われます。

また、地域との調和要件ですが、1番は畑を取得し、薬草及び野菜(ホウレンソウ、枝豆、かぼちゃ、生姜など)を作付したいという営農計画です。薬草につきましては、胃の薬になる甘草という漢方薬を生産して商社(三井)に出荷することです。現在、佐倉でも行っています。3番は畑を取得し、大根、人参を作付したいという営農計画です。いずれも周辺の農地利用への悪影響はないものと思われます。

以上のことから売買の1番と3番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと思われます。以上でございます。

**○議長** ただいまの報告及び説明につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(一鍬田委員の挙手あり)

**○議長** 一鍬田委員

**○一鍬田委員** 譲受人の経営面積は6,900㎡と農家としては規模が小さいが、取得面積が1haと、取得後は倍以上の規模となる。しかも所有が市内の人から佐倉市の人になり、譲受人は本当に耕作できるのか確認はできたのですか。

**○事務局** 通作距離につきましては、佐倉市からということで耕作できる可能な範囲かと思われます。また、作付けする薬草については、天候に左右されず強い種類のものであり、十分管理ができると思われます。

**○一鍬田委員** 実は、現在、自分が間に入り牧草をつくっている。今度、買った人がきちっと耕作するか確認したかった。

**○事務局** 佐倉市の農業委員会に確認いたしました。現在、佐倉市で6反歩を所有しておりますが全て耕作しているとのこと。成田市でも確約書がついていますので耕作されると思われます。

**○議長** その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、①売買の1番は可決されました。

続きまして、①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、①売買の3番は可決されました。

次に、②贈与について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山小委員長の挙手あり)

**○議長** 仲山小委員長

**○小委員長** ②贈与の1番につきましては、申請地は、市道八代1号線に隣接する農地で、現状は、田として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** 続きまして事務局より、②贈与について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

**○議長** 平山主査

**○平山主査** ②贈与の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等から、許可要件の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び「経営面積の合計が50a以上であること」については、要件を満たしていると思われます。それから「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしていると思われます。また、地域との調和要件ですが、田を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。

以上のことから贈与の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと思われます。以上でございます。

**○議長** ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、②贈与の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、②贈与の1番は可決されました。以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 5ページをお開き願います。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。

①使用貸借権の設定でございます。4件の申請がございました。1番、借受人である市川市の法人が、芝にお住いの貸付人が所有する津富浦の畑1筆、(8, 274㎡の内)2, 290.35㎡に使用貸借権を設定し、土砂等の利用による農地造成用地として一時転用したいという申請でございます。この申請は、申請地の部分が谷状になっているため土砂等の利用により埋立をし、農地造成をしようとするものでございます。借受人は市川市の法人で、平成9年1月24日に設立され、土木建築工事請負業等を行っている会社でございます。総会資料5ページに案内図、6ページに公図の写しがございます。

2番、松崎にお住いの借受人が、松崎にお住いの貸付人が所有する松崎の畑1筆、(971㎡の内)875.66㎡に使用貸借権を設定し、太陽光発電施設用地に転用したいという申請でございます。総会資料7ページに案内図、8ページに公図の写しがございます。

6ページでございます。3番、松崎にお住いの借受人が、松崎にお住いの貸付人が所有する松崎の畑2筆、(1, 192㎡の内)842.71㎡に使用貸借権を設定し、太陽光発電施設用地に転用したいという申請でございます。総会資料7ページに案内図、8ページに公図の写しがございます。

4番、久住中央4丁目にお住いの借受人が、西大須賀にお住いの貸付人が所有する西大須賀の田1筆、239㎡に使用貸借権を設定し、専用住宅用地に転用したいという申請でございます。この申請は、近々、子供が生まれる予定のため、実家の近くの申請地に専用住宅1棟を建築しようとするものでございます。総会資料9ページに案内図、10ページに公図の写しがございます。

7ページをお開き願います。②賃借権の設定でございます。1件の申請がございました。1番、東京都港区にお住いの賃借人が、野毛平にお住いの賃借人が所有する赤荻の田1筆、(760㎡の内)266.44㎡に賃借権を設定し、資材及び機材の搬出入路用地に一時転用したいという申請でございます。この申請は、賃借人である法人がモトクロス場を整備するに当たり、資材及び機材の搬出入路用地として一時転用をし



ようとするものでございます。譲受人は東京都港区の法人で、平成20年12月2日に設立され、モータースポーツ競技その他の興行等を行っている会社でございます。総会資料11ページに案内図、12ページに公図の写しがございます。

以上で議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

**○議長** ただいまの説明に関連して、①使用貸借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山小委員長の挙手あり)

**○議長** 仲山小委員長

**○小委員長** 議案第2号、①使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は、主要地方道横芝下総線の東側の大栄工業団地に近い農地で、現況は、畑として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** 続きまして事務局より、①使用貸借権の設定の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

**○議長** 緒方主査

**○緒方主査** 5条①使用貸借権の設定の1番です。農地の区分は第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、一時的な利用でその必要性も認められるため、例外的に許可できる場合に該当します。転用目的は農地造成用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、平成27年3月31日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、埋立条例は協議済です。申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、所有者から同意を得ており問題ありません。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。妥当な計画面積だと思われます。周辺農地の営農への支障については、隣接地に農地はありますが、建築物は無いため問題ありません。一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

**○議長** ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①使用貸借権の設定の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①使用貸借権の設定の1番は可決されました。

次に、①使用貸借権の設定の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山小委員長の挙手あり)

○議長 仲山小委員長

○小委員長 ①使用貸借権の設定の2番につきましては、申請地は、主要地方道成田安食線の東側の松崎集落内にある農地で、現況は、畑として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、①使用貸借権の設定の2番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条①使用貸借権の設定の2番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は太陽光発電施設用地です。資力及び信用については、預金通帳の写し及び融資見込証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、2月20日着手、3月20日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、経済産業省からは認定済です。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。妥当な計画面積です。周辺農地の営農への支障については、申請地の隣接地に農地はありますが、特に支障はないと思われれます。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①使用貸借権の設定の2番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①使用貸借権の設定の2番は可決されました。

次に、①使用貸借権の設定の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山小委員長の挙手あり)

**○議長** 仲山小委員長

**○小委員長** ①使用貸借権の設定の3番につきましては、申請地は、主要地方道成田安食線の東側の松崎集落内にある農地で、現況は、畑として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** 続きまして事務局より、①使用貸借権の設定の3番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

**○議長** 緒方主査

**○緒方主査** 5条①使用貸借権の設定の3番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は太陽光発電施設用地です。資力及び信用については、融資見込証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、2月20日着手、3月20日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、経済産業省からは認定済です。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。妥当な計画面積です。周辺農地の営農への支障については、申請地の隣接地に農地はありますが、特に支障はないと思われます。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

**○議長** ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、①使用貸借権の設定の3番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、①使用貸借権の設定の3番は可決されました。

次に、①使用貸借権の設定の4番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山小委員長の挙手あり)

**○議長** 仲山小委員長

**○小委員長** ①使用貸借権の設定の4番につきましては、申請地は、県道成田滑河線の西側の西大須賀集落内にある農地で、現況は、田として良好に管理されておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、①使用貸借権の設定の4番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条①使用貸借権の設定の4番です。農地の区分は第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設であるため、許可できる例外規定に該当します。転用目的は、専用住宅(1棟)用地です。資力及び信用については、残高証明書及び貸借契約書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。土地改良事業は、転用目的どおりに土地利用をすることを条件に転用を認めるとの意見書が添付されています。申請の用途に供することの確実性については、6月10日着手、9月30日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、埋立条例及び道路法は協議中です。計画面積の妥当性については、専用住宅(1棟)及びカーポートで55.59㎡、申請面積は239㎡であり、建築面積の22分の100以内かつ500㎡以内の申請であり、妥当な計画面積です。周辺農地の営農への支障については、申請地の隣接地に農地はありますが、日照等に特に支障はないと思われまます。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①使用貸借権の設定の4番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①使用貸借権の設定の4番は可決されました。

次に、②賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山小委員長の挙手あり)

○議長 仲山小委員長

○小委員長 ②賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、市道野毛平西和泉線の西側にある山林に囲まれた農地で、現況は、耕作はされておらず草が生えておりました。審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、②賃借権の設定の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(緒方主査の挙手あり)

○議長 緒方主査

○緒方主査 5条②賃借権の設定の1番です。農地の区分は農用地区域内の農地です。農振農用地は、原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。転用目的は、資材・機材搬出入路用地です。資力及び信用については、領収書の写しが添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、4月2日着手、平成28年12月19日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、埋立条例については事前協議中です。申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、すでに工事に着手しており問題ありません。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。妥当な計画面積だと思われます。周辺農地の営農への支障については、隣接地に農地はありますが、現在耕作されておらず問題ありません。一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。その他の検討事項については該当ありません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の1番を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②賃借権の設定の1番は可決されました。以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

次に、議案第3号につきましては、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、成毛孝委員は議事に参与できませんので暫時退室願います。

(成毛孝委員退室)

○議長 議案第3号、平成25年度第11次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 8ページでございます。議案第3号、平成25年度第11次農用地利用集積計画の決定について、でございます。成田市長から農業経営基盤強化促進法第18

条の規定により、9ページのとおり、平成25年度第11次農用地利用集積計画(案)についての協議がありましたので提出いたします。計画の概略につきまして、10ページからの総括表によりご説明申し上げます。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表(案)は、12ページから27ページをご覧ください。

10ページをお開き願います。1-1利用権設定でございます。最初に使用貸借権設定でございます。契約期間5年のものが4, 481㎡、2筆、2件で、詳細は12ページの成田市農用地利用集積計画一覧表(案)の1番と2番でございます。同じく契約期間6年のものが2, 116㎡、2筆、2件で、詳細は12ページの3番と4番でございます。

次に賃借権の設定でございます。契約期間1年のものが11, 722㎡、4筆、1件で、詳細は12ページの5番でございます。同じく契約期間3年のものが13, 726㎡、8筆、4件で、詳細は12ページの6番から13ページの9番まででございます。同じく契約期間4年のものが3, 693㎡、2筆、1件で、詳細は13ページの10番でございます。同じく契約期間4年1ヵ月のものが3, 210㎡、4筆、1件で、詳細は13ページの11番でございます。同じく契約期間5年のものが3, 391㎡、2筆、1件で、詳細は13ページの12番でございます。同じく契約期間6年のものが120, 660㎡、77筆、26件で、詳細は14ページの13番から19ページの38番まででございます。同じく契約期間10年のものが21, 297㎡、14筆、7件で、詳細は19ページの39番から20ページの45番まででございます。合計の契約面積は、184, 296㎡。田106筆、39件、165, 135㎡。畑9筆、6件、19, 161㎡でございます。内訳は、新規設定が契約面積78, 136㎡。田51筆、20件、73, 655㎡。畑2筆、2件、4, 481㎡。再設定が契約面積106, 160㎡。田55筆、19件、91, 480㎡。畑7筆、4件、14, 680㎡でございます。

11ページをお開き願います。1-2利用権設定(転貸)でございます。農地利用集積円滑化団体であります、公益財団法人成田市農業センター及びかとり農業協同組合が借り受けた農地を貸付するものでございます。使用貸借権設定はございませんでしたので、全て賃借権の設定でございます。契約期間1年のものが11, 722㎡、4筆、1件で、詳細は21ページの1番でございます。同じく契約期間3年のものが7, 575㎡、5筆、2件で、詳細は21ページの2番と3番でございます。同じく契約期間4年のものが3, 693㎡、2筆、1件で、詳細は21ページの4番でございます。同じく契約期間6年のものが111, 983㎡、68筆、23件で、詳細は

21ページの5番から26ページの27番まででございます。同じく契約期間10年のものが6,572㎡、4筆、1件で、詳細は26ページの28番でございます。合計の契約面積は、141,545㎡。田80筆、27件、135,549㎡。畑3筆、1件、5,996㎡でございます。内訳は、新規設定が契約面積70,788㎡、田46筆、17件、70,788㎡。再設定が契約面積70,757㎡、田34筆、10件、64,761㎡。畑3筆、1件、5,996㎡でございます。

最後に、2. 所有権の移転でございます。27ページでご説明いたします。1番、北羽鳥にお住いの譲受人が、竜台にお住いの譲渡人が所有する竜台の田4筆、3,515㎡を、成田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき売買をするものでございます。移転時期は平成26年2月18日、詳細は議案書記載のとおりでございます。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしております。

以上で議案第3号、平成25年度第11次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

**○議長** 続きまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山小委員長の挙手あり)

**○議長** 仲山小委員長

**○小委員長** 議案第3号、平成25年度第11次農用地利用集積計画の決定につきましては、審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、議案第3号、平成25年度第11次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、議案第3号、平成25年度第11次農用地利用集積計画の決定については、可決されました。以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

退席されていた成毛孝委員の入室をお願いします。

(成毛孝委員入室)

**○議長** 次に、議案第4号、あっせんの打切りについては、報告第3号、あっせんの結果について、と関連がございます。

審議の都合上、順序を変更し、報告第3号、あっせんの結果について、を議題とします。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がありましたので、報告第3号、あっせんの結果について、あっせん委員よりご報告をお願いします。

(石井委員の挙手あり)

**○議長** 石井委員

**○石井委員** あっせん結果についてご報告いたします。10月の総会で成毛孝委員と私があっせん委員に指名され、12月の総会においてあっせんの継続及び新たな相手方候補者の選定について承認された案件でございます。

申出人は北羽鳥にお住まいの方です。申請土地は、北部の田、4筆 3, 188㎡でございます。11名の相手方候補者があげられました。1番から11番の候補者に順次あっせんしたところ、すべての候補者に買受けの意思がなかったため、本案件は不成立となりました。

なお、今回のあっせんは、申出人から新たな条件の提示を受け、相手方候補者の範囲も広げて行った2度目の調整活動でありましたが成立に至らなかったことから、これ以上あっせんを続けても成立が見込まれないため、申出人にあっせんを打ち切る旨の説明を行ったところ了解を得ましたので、あっせんの打ち切りについて、ご審議いただきたく存じます。以上でございます。

**○議長** ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山小委員長の挙手あり)

**○議長** 仲山小委員長

**○小委員長** 報告第3号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(発言なし)

**○議長** 質問等がないようですので、報告第3号を終了させていただきます。

**○議長** 次に、議案第4号、あっせんの打ち切りについて、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

**○議長** 藤田事務局長

**○事務局長** それでは、戻りまして28ページをお開き願います。議案第4号、あっ



せんの打切りについて、でございます。石井委員より、報告第3号あっせんの結果についての①あっせん不成立の報告がありました案件でございます。

①売買の1でございます。北羽鳥にお住いの申出者から、北部の田4筆、3, 188㎡を成田市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第7条の規定によるあっせんの申し出があり、平成25年12月23日開催の第30回総会であっせんの継続及び新たな相手方候補者の選定について承認を受け、あっせん委員によりあっせんを行っていただきましたが、候補者全員と協議をした結果、合意が得られなかったため、成田市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第13条第2項第1号の規程によりあっせんてんまつ書の報告があり、同基準第14条の規定によりあっせんの継続ではなく、あっせんの打切りをするものでございます。

以上で議案第4号、あっせんの打切りについての説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

**○議長** 続きます、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山小委員長の挙手あり)

**○議長** 仲山小委員長

**○小委員長** 議案第4号、あっせんの打切りにつきましては、審議の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

**○議長** 異議なしの声がございましたので、議案第4号、あっせんの打切りについて、を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

**○議長** 挙手全員でございます。よって、議案第4号、あっせんの打切りについては、可決されました。以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

**○議長** 藤田事務局長

**○事務局長** 29ページをお開き願います。報告第1号、専決処分について、でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により専決処分をいたしましたので報告いたします。

30ページから31ページでございます。①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。6件の届出がございました。この届出は、農地を相続等により取得した場合にする届出でございます。内容につきましては、記載内容のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

32ページでございます。②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出でございます2件の届出がございました。この届出は、農地の所有権を有する者が、自ら農地を農地以外のものに転用するという届出でございます。内容につきましては、記載内容のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

33ページから34ページでございます。③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出でございます。6件の届出がございました。この届出は、農地の所有権を有する者以外の者が、権利の移転、設定を受けて、農地を農地以外のものに転用するという届出でございます。内容につきましては、記載内容のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

35ページでございます。④転用事実確認証明でございます。4条で1件、の証明願がございました。この証明は、転用届出後に、転用届出内容どおりのものが、完成しているかどうかを確認して証明書を発行しているものでございます。内容につきましては、記載内容のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

以上で報告第1号、専決処分について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長** ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山小委員長の挙手あり)

**○議長** 仲山小委員長

**○小委員長** 報告第1号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(発言なし)

**○議長** 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 36ページから38ページでございます。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。10件の通知がございました。賃借人及び貸借人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山小委員長の挙手あり)

○議長 仲山小委員長

○小委員長 報告第2号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(発言なし)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号を終了させていただきます。

次に、報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

○議長 藤田事務局長

○事務局長 40ページから41ページでございます。報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、でございます。

①農地法施行規則第53条第5号の規程による届出(公共事業に伴う廃土処理)が2件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

②千葉県農地転用関係事務指針の規程による届出(軽微な農地改良)が1件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第4号を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山小委員長の挙手あり)

○議長 仲山小委員長

○小委員長 報告第4号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(発言なし)

**○議長** 質問等がないようですので、報告第4号を終了させていただきます。

次に、報告第5号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(藤田事務局長の挙手あり)

**○議長** 藤田事務局長

**○事務局長** 42ページから43ページでございます。報告第5号、農地等の現況に関する照会について、でございます。法務局及び裁判所の照会分でございます。千葉地方法務局香取支局より2件、千葉地方法務局成田出張所より6件及び千葉地方裁判所より1件の農地等の現況に関する照会がございました。農業委員が現地調査を行った結果、記載内容のとおり回答いたしましたので報告いたします。

以上で報告第5号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長** ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(仲山小委員長の挙手あり)

**○議長** 仲山小委員長

**○小委員長** 報告第5号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

**○議長** ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(発言なし)

**○議長** 質問等がないようですので、報告第5号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。これをもちまして、第31回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時52分 閉会)